

事 務 連 絡
令和元年 8 月 19 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 1）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第 85 号)等については、「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和元年 8 月 19 日保医発 0819 第 10 号）等により、令和元年 10 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

〈 別添 1 〉

医科診療報酬点数表関係

問 1 消費税率の引上げに伴い、既に入院している患者に対しての差額室料やおむつ代の同意書の取扱いについて、「疑義解釈資料の送付について（その 2）」（平成 26 年 4 月 4 日付け事務連絡）別添 1 の問 54 と同様か。

（答） そのとおり。徴収額に変更がある場合は、改めて同意書を取り直す必要がある。なお、選定療養に係る届出等、各厚生局に届け出ている額について、変更がある場合は、改めて届出を行う必要がある（同事務連絡の別添 1 の問 55 参照。）。